平成２５年（フ）第７６０号
広島市安佐南区大町西２丁目８番５号
債務者　宮脇　京子（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６２号
広島市安佐北区可部６丁目51番21号
債務者　本田いな子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７２号
広島市中区小町９番24―301号　ダイアパレス小町
債務者　髙橋　康則
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６０号
広島市東区牛田早稲田１丁目８番19―402号
債務者　大浦　公子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６６号
福岡市東区和白東１丁目18番1406号
債務者　宮崎千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１２号
福岡県太宰府市朱雀３丁目９番26号
債務者　久我　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０５号
北海道余市郡余市町港町118番地21
債務者　中居　絵美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２２号
石川県珠洲市上戸町北方７字130番地
債務者　三上　　明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第３０１号
山梨県南アルプス市寺部1485番地１
債務者　中田　雄樹
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
山梨県山梨市牧丘町窪平943番地
債務者　髙野　照夫
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
福岡県直方市大字頓野2104番地７　県住８―105号
債務者　矢野　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第５８７号
熊本市中央区水前寺１丁目６番11―401号　日宝セシール、前住所熊本市東区戸島６丁目18番37号
債務者　下原　文代（旧姓芹口）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０６号
熊本市南区近見３丁目12番38号　園田アパート１―Ｄ号
債務者　後藤　彩夏
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
岐阜市鏡島西２丁目13番16号
債務者　山村　支子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
山口県宇部市大字中山1129番地１　エスポワールＡ棟102号
債務者　原田　豊彰
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３５４号
石川県河北郡津幡町字浅田丙13番地　池アパート９号、従前の住所石川県河北郡津幡町字南中条５号17番地１
債務者　宮本　義幸
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５５０号
愛知県春日井市高座台２丁目２番地２　103号棟1102号室
債務者　鈴木　政博
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部